内閣府本府政策体系に掲げる
令和8年度実施施策に係る
ロジックモデル・事前分析表

政策名	経済安全保障
施策名	安全保障の確保に関する経済施策の推進
担当部局・ 作成責任者名	政策統括官（経済安全保障担当） 小多参事官
評価実施時期	令和6年度（1年目評価） 令和9年度（最終年度評価）

ロジックモデル

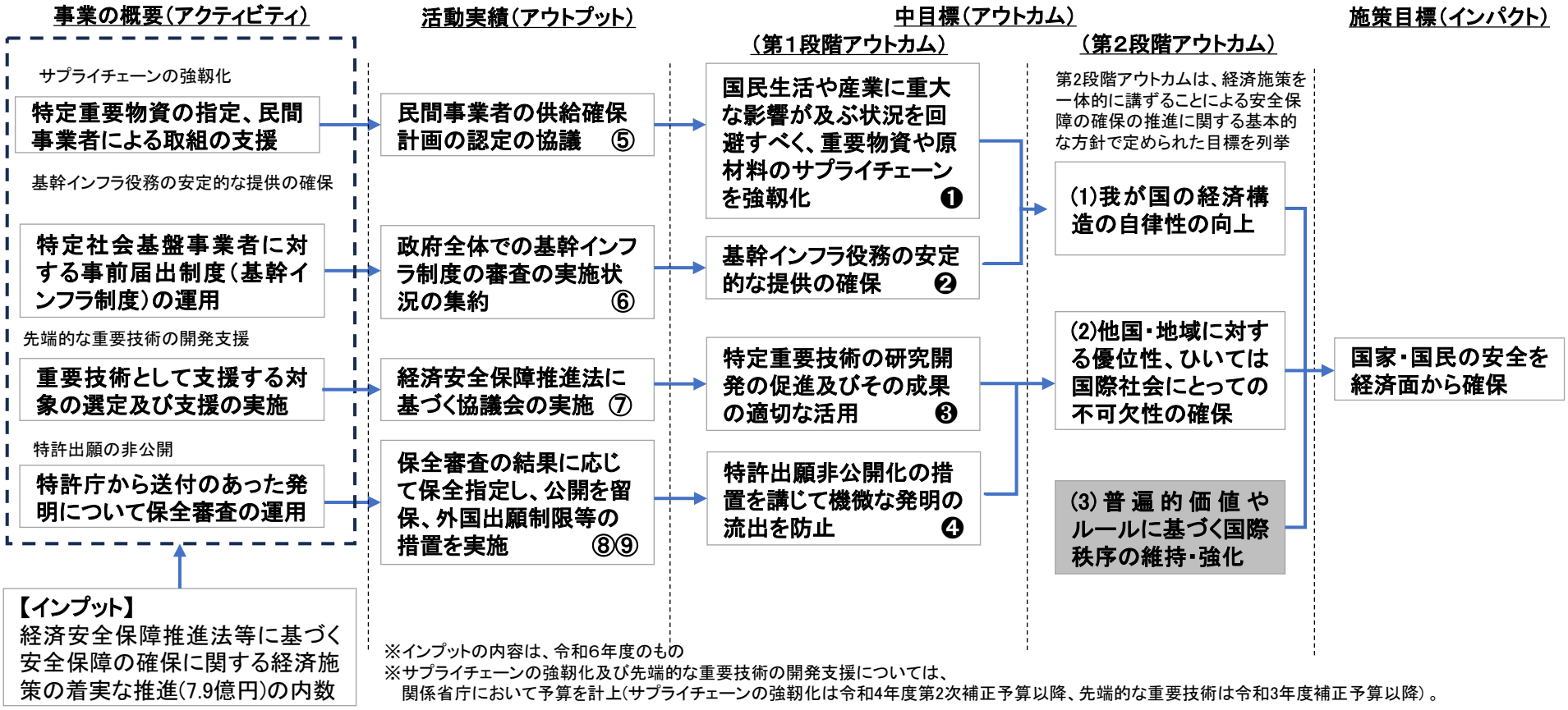
評価期間：令和6年度～令和8年度

解決すべき問題・課題

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等により、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、国家・国民の安全を経済面から確保することが喫緊の課題である。
我が国の経済構造の自律性を確保すること、他国・地域に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性を獲得・維持・強化すること、普遍的価値やルールに基づく国際秩序を維持・強化することに向けた取組が必要であり、それらの実現に向けて安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進していく必要がある。

施策の概要

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）に基づき、特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関する制度を創設することにより、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進する。



※インプットの内容は、令和6年度のもの
※サプライチェーンの強靱化及び先端的な重要技術の開発支援については、
関係省庁において予算を計上(サプライチェーンの強靱化は令和4年度第2次補正予算以降、先端的な重要技術は令和3年度補正予算以降）。

【測定指標（参考指標）】
❶供給確保計画に沿った物資の生産等の状況
❷基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する状況
❸特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する状況
❹特許出願非公開化の措置による機微な発明の流出の防止に関する状況
⑤計画認定件数⑥事業所管省庁への届出件数⑦協議会開催件数⑧保全審査件数⑨保全指定件数

※●は測定指標、〇は参考指標を表す

事前分析表（概要）

評価期間：令和6年度～令和8年度

施策名	安全保障の確保に関する経済施策の推進
施策目標	国家・国民の安全を経済面から確保

中目標（Ⅱ）1	我が国の経済構造の自律性の向上
中目標（Ⅰ）2	国民生活や産業に重大な影響が及ぶ状況を回避すべく、重要物資や原材料のサプライチェーンを強靱化
現状・課題	計16の物資を指定し、合計約2.6兆円の予算を確保
令和8年度の取組	特定重要物資の指定、民間事業者による取組の支援

供給確保計画に沿った物資の生産等の状況 97% （基準年度：R5年度）	81% （R6年度実績値）	100% （R8年度目標値）

中目標（Ⅱ）1	我が国の経済構造の自律性の向上
中目標（Ⅰ）2	基幹インフラ役務の安定的な提供の確保
現状・課題	15分野を対象に、制度運用。
令和8年度の取組	特定社会基盤事業者に対する事前届出制度（基幹インフラ制度）の運用

基幹インフラ制度の着実な運用を通じて基幹インフラ役務の安定的な提供の確保を図る （基準年度：R6年度）	基幹インフラ役務の安定的な提供が確保できている （R6年度実績値）	基幹インフラ役務の安定的な提供が確保できている （R8年度目標値）

事前分析表（概要）

評価期間：令和6年度～令和8年度

施策名	安全保障の確保に関する経済施策の推進
施策目標	国家・国民の安全を経済面から確保

中目標（Ⅱ）2	他国・地域に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性の確保
中目標（Ⅰ）3	特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用
現状・課題	経済安全保障重要技術育成プログラム（Kプログラム）を通じて、特定重要技術の研究開発を支援。
令和8年度の取組	重要技術として支援する対象の選定及び支援の実施

－ （基準年度：R4年度）	83.3% ※1件集計中 （R6年度実績値）	100% （R8年度目標値）

中目標（Ⅱ）2	他国・地域に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性の確保
中目標（Ⅰ）4	特許出願非公開化の措置を講じて機微な発明の流出を防止
現状・課題	保全審査の実施を通じて、機微な発明の流出を防止
令和8年度の取組	特許庁から送付のあった発明について保全審査の運用

特許出願非公開制度の運用 （基準年度：R6年度）	機微な発明の流出を防止するための特許出願非公開制度の着実な運用 （R6年度実績値）	機微な発明の流出を防止するための特許出願非公開制度の着実な運用 （R8年度目標値）

中目標(Ⅰ)1	国民生活や産業に重大な影響が及ぶ状況を回避すべく、重要物資や原材料のサプライチェーンを強靱化
測定指標1	供給確保計画に沿った物資の生産等の状況

測定指標の選定理由

特定重要物資として16の物資を指定した上で、それら物資の安定供給確保を図るため、物資所管省庁において149件の供給確保計画を認定し、支援を行っているところ（令和8年7月1日時点）。
当該中目標を達成するためには、供給確保計画に沿った物資の生産等が行われる必要があることから、測定指標として設定した。

			R6年度	R7年度	R8年度
目標値（目標年度）	100%（R8年度）	**年度ごとの目標値**	100%	100%	100%
基準値（基準年度）	97%（R5年度）	**年度ごとの実績値**	81%	令和8年内確定予定	

目標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

当該中目標を達成するためには、供給確保計画に沿った物資の生産等が行われる必要があることから、全ての供給確保計画について、計画に沿った生産等が行われることを目標とした。
各年度において物資所管省庁からの報告を通じて把握する。

中目標(Ⅰ)1	国民生活や産業に重大な影響が及ぶ状況を回避すべく、重要物資や原材料のサプライチェーンを強靱化
参考指標1	計画認定件数

参考指標の選定理由

当該中目標を達成するためには、物資所管省庁において供給確保計画が認定される必要があることから、参考指標として設定した。

			R6年度	R7年度	R8年度
参考値（参考年度）	69件（R5年度）	**年度ごとの実績値**	51件	25件	

参考指標（値・年度）の実績値の把握方法

各年度末時点の認定件数を把握する。

中目標(Ⅰ)2	基幹インフラ役務の安定的な提供の確保
測定指標2	基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する状況

測定指標の選定理由

我が国の経済構造の自律性の向上を達成するためには、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度（以下「基幹インフラ制度」という。）の着実な運用を通じて特定妨害行為を未然に防止することにより、基幹インフラ役務の安定的な提供を確保する必要があることから、測定指標として設定した。

			R6年度	R7年度	R8年度
目標（目標年度）	基幹インフラ役務の安定的な提供が確保できている（R9年度）	**年度ごとの目標**	基幹インフラ役務の安定的な提供が確保できている		
基準（基準年度）	基幹インフラ制度の着実な運用を通じて基幹インフラ役務の安定的な提供の確保を図る（R6年度）	**年度ごとの実績**	基幹インフラ役務の安定的な提供が確保できている	基幹インフラ役務の安定的な提供が確保できている	

目標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

当該中目標を達成するためには、基幹インフラ制度の着実な運用を通じて特定妨害行為を未然に防止していく必要があるが、数値化が困難なため、定性的目標として設定している。
参考指標の実績値等を踏まえて判断する。

中目標(Ⅰ)2	基幹インフラ役務の安定的な提供の確保
参考指標2	事業所管省庁への届出件数

参考指標の選定理由

当該中目標を達成するためには、基幹インフラ制度に基づく事業所管省庁への届出により、特定重要設備の導入及び重要維持管理等の委託に関する状況を把握する必要があることから、参考指標として設定した。

			R6年度	R7年度	R8年度
参考値（参考年度）	—（R5年度）	**年度ごとの実績値**	972件	1,200件	

参考指標(値・年度)の実績値の把握方法

各年度の事業所管省庁への届出件数を把握する。

中目標(Ⅰ)3	特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用
測定指標3	特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する状況（経済安全保障重要技術育成プログラム（K プログラム）の研究開発課題毎の評価のタイミングにおいて、達成目標を達成した割合（%））

測定指標の選定理由

当該中目標を達成するためには、研究開発が着実に進捗していることが必要であることから、研究開発開始時に定められた各研究開発課題の達成目標の達成状況を測定指標として設定した。

			R6年度	R7年度	R8年度
目標値（目標年度）	100%（R9年度）	**年度ごとの目標値**	100%	100%	100%
基準値（基準年度）	－（R4年度）	**年度ごとの実績値**	83.3%	89.4%（令和8年8月確定予定）	

目標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

当該中目標を達成するためには、研究開発が着実に進捗していることが必要であることから、令和９年度に達成目標の達成割合100%と設定した。

（※研究開発期間は数年程度のスパンを基本としているため、令和９年度を目標年度とした。）

指定基金協議会等を通じて共有される情報により把握する。

中目標(Ⅰ)3	特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用
参考指標3	協議会開催件数

参考指標の選定理由

経済安全保障推進法に基づき官民伴走支援のために指定基金協議会を設置することとしていることから、当該中目標を達成するための参考指標として設定した。

			R6年度	R7年度	R8年度
参考値（参考年度）	13件（R5年度）	**年度ごとの実績値**	24件	60件	

参考指標(値・年度)の実績値の把握方法

各年度において開催件数を把握する(内閣府が協議会の事務局)。

中目標(Ⅰ)4	特許出願非公開化の措置を講じて機微な発明の流出を防止
測定指標4	特許出願非公開化の措置による機微な発明の流出の防止に関する状況

測定指標の選定理由

他国・地域に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性の確保を達成するためには、特許出願非公開制度の着実な運用を通じて、機微な発明の流出を防止する必要があることから、測定指標として設定した。

			R6年度	R7年度	R8年度
目標（目標年度）	機微な発明の流出を防止するための特許出願非公開制度の着実な運用（R9年度）	**年度ごとの目標**	機微な発明の流出を防止するための特許出願非公開制度の着実な運用		
基準（基準年度）	特許出願非公開制度の運用（R6年度）	**年度ごとの実績**	機微な発明の流出を防止するための特許出願非公開制度の着実な運用	機微な発明の流出を防止するための特許出願非公開制度の着実な運用	

目標（値・年度）の設定根拠・実績値の把握方法

当該中目標を達成するためには、特許出願非公開制度の運用により、安全保障上機微な発明の特許出願について、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにしていく必要があるが、数値化が困難なため定性的目標として設定している。
参考指標の実績値等を踏まえて判断する。

中目標(Ⅰ)4	特許出願非公開化の措置を講じて機微な発明の流出を防止
参考指標4	保全審査件数

参考指標の選定理由

当該中目標を達成するためには、特許出願非公開制度に基づく保全審査を必要に応じて行う必要があることから、参考指標として設定した。

			R6年度	R7年度	R8年度
参考値（参考年度）	―（R5年度）	**年度ごとの実績値**	90件	106件	

参考指標（値・年度）の実績値の把握方法

各年度の保全審査件数を把握する。

中目標(Ⅰ)4	特許出願非公開化の措置を講じて機微な発明の流出を防止
参考指標5	保全指定件数

参考指標の選定理由

当該中目標を達成するためには、特許出願非公開制度に基づく保全指定を必要に応じて行う必要があることから、参考指標として設定した。

			R6年度	R7年度	R8年度
参考値（参考年度）	―（R5年度）	**年度ごとの実績値**	0件	0件	

参考指標（値・年度）の実績値の把握方法

各年度の保全指定件数を把握する。

参考情報

（1）参考となる情報

- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針（令和4年9月30日閣議決定）
- 経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）
- 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定）

（2）施策に関連する主な内閣府事業（開始年度）

- 経済安全保障の確保の推進に必要な経費（令和5年度）
 行政レビュー番号0008

（3）施策に関する主な他省庁の事業

- 特定重要物資の安定供給確保の取組について
 https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/supply_chain/supply_chain.html#jisseki